

国立市組織条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 第5期基本構想の実現に向けて、施策の推進により適した市内の組織とするよう組織改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市組織条例の一部を改正する条例案

国立市組織条例(平成24年12月国立市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「まちづくり推進本部」を削る。

第2条健康福祉部の項第3号中「保健衛生」を「保健衛生(母子保健を除く。)」に改め、同条子ども家庭部の項に次の2号を加える。

(5) 母子保健に関する事。

(6) 子育て支援に関する事。

第2条生活環境部の項第11号中「農産、」を削り、同条都市整備部の項に次の4号を加える。

(7) 国立駅周辺の整備に関する事。

(8) 南部地域のまちづくりに関する事。

(9) 農産に関する事。

(10) 用地取得等に関すること。
第2条まちづくり推進本部の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
(国立市議会委員会設置条例の一部改正)
- 2 国立市議会委員会設置条例(昭和42年3月国立市条例第21号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項第1号中「、生活環境部(生活コミュニティ課)」を削り、同項第2号中「まちづくり推進本部、生活環境部(環境政策課、ごみ減量課、産業振興課)」を「生活環境部」に改める。
(国立市交通安全対策審議会設置条例の一部改正)
- 3 国立市交通安全対策審議会設置条例(昭和50年10月国立市条例第36号)の一部を次のように改正する。
第11条中「都市整備部交通課」を「都市整備部道路交通課」に改める。
(国立市オンブズマン制度審議会設置条例の一部改正)
- 4 国立市オンブズマン制度審議会設置条例(平成26年12月国立市条例第26号)の一部を次のように改正する。
第8条中「政策経営部市長室」を「オンブズマン事務局」に改める。
(国立市農業振興計画審議会条例の一部改正)
- 5 国立市農業振興計画審議会条例(平成28年3月国立市条例第7号)の一部を次のように改正する。
第7条中「生活環境部産業振興課」を「都市整備部南部地域まちづくり課」に改める。
(国立駅周辺公共施設整備審議会条例の一部改正)
- 6 国立駅周辺公共施設整備審議会条例(平成29年 月国立市条例第 号)の一部を次のように改正する。
第8条中「まちづくり推進本部国立駅周辺整備課」を「都市整備部国立駅周辺整備課」に改める。